別記様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

（Ａ４）
３４０

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

知事　殿

届出者　住　所

氏　名　　㊞

＊受付番号　＊受付年月日　届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係		1.相続人　2.本人　3.後見人　4.保佐人
届出の理由		1．死亡 2．法第18条第１項第１号 3．法第18条第１項第２号 4．法第18条第１項第３号 5．法第18条第１項第４号 6．法第18条第１項第４号の２ 7．法第18条第１項第４号の３ 8．法第18条第１項第５号 9．法第18条第１項第５号の２ 10．法第18条第１項第５号の３
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		性別　1.男 2.女
生年月日	年　月　日	
登録年月日	年　月　日	
本籍		
住所		
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 知事　（　）第　号
届出事由の生じた日	年　月　日	

＊確認欄

⑦　「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）霞が関２－１－３

⑧　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）０３－５２５３－８１１１

⑨　「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、９９０００と記入すること。

⑩　「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）霞が関弐丁目壱番参号

⑪　「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑫　「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

（記入例）⑦　００　(5)　１００　［国土交通大臣（５）第１００号の場合］

⑦　９９　（）　５０　［国土交通大臣届出第５０号の場合］

別記様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

（Ａ４）
３４０

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

知事　殿

届出者　住　所

氏　名　　㊞

＊受付番号　＊受付年月日　届出時の登録番号

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係		1.相続人　2.本人　3.後見人　4.保佐人
届出の理由		1．死亡 2．法第18条第１項第１号 3．法第18条第１項第２号 4．法第18条第１項第３号 5．法第18条第１項第４号 6．法第18条第１項第４号の２ 7．法第18条第１項第４号の３ 8．法第18条第１項第５号 9．法第18条第１項第５号の２ （新設）
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		性別　1.男 2.女
生年月日	年　月　日	
登録年月日	年　月　日	
本籍		
住所		
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	
	免許証番号	国土交通大臣 知事　（　）第　号
届出事由の生じた日	年　月　日	

＊確認欄

⑦　「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）霞が関２－１－３

⑧　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）０３－５２５３－８１１１

⑨　「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、９９０００と記入すること。

⑩　「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）霞が関弐丁目壱番参号

⑪　「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑫　「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

（記入例）⑦　００　(5)　１００　［国土交通大臣（５）第１００号の場合］

⑦　９９　（）　５０　［国土交通大臣届出第５０号の場合］